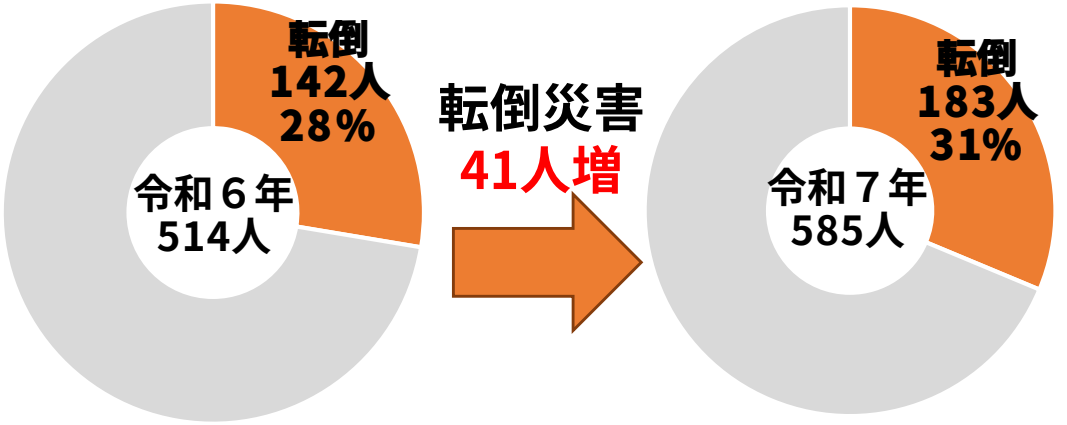
事業者の皆さまへ

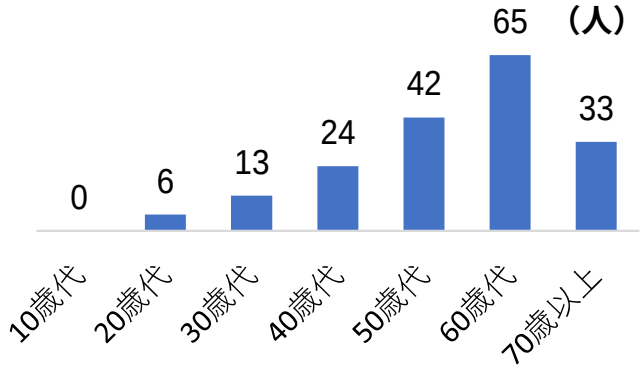
転倒災害が増加！
転倒災害のない職場づくりをお願いします

令和７年の転倒災害死傷者数と割合

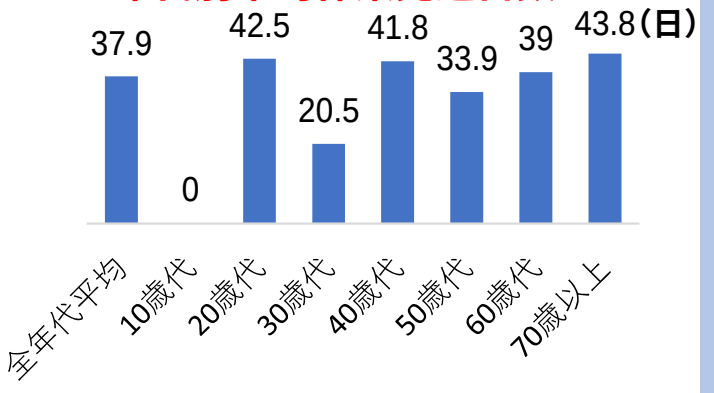
（労働者死傷病報告より）



令和７年転倒災害の年代別発生状況

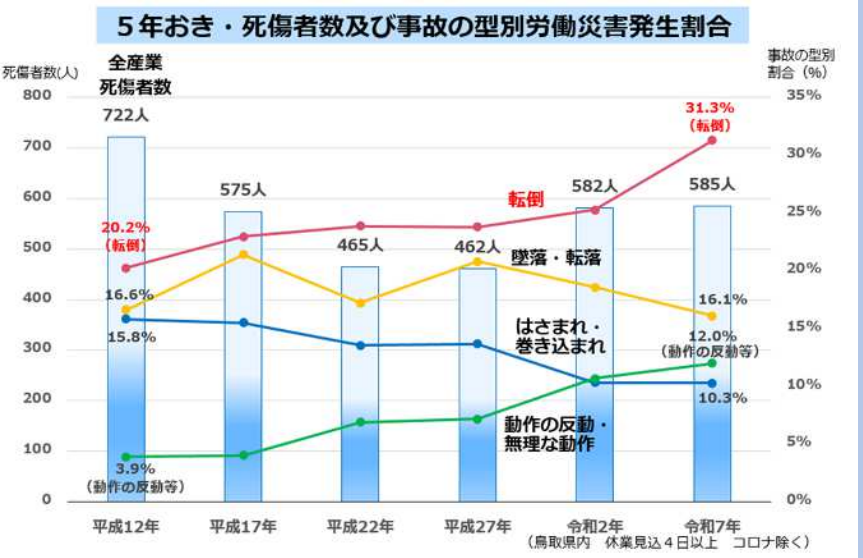


令和７年転倒災害の年代別平均休業見込日数



鳥取県内で令和７年に発生した休業４日以上の労働災害のうち、転倒による死傷者数（以下「転倒災害」といいます。）は、183人が被災しており、昨年同期（142人）と比べて**大幅に増加**しています。

そして、年齢が高くなるほど死傷者数が増加しており、60歳以上の高年齢労働者では**53.4%**を占めます。



また、平均休業見込日数は37.9日であり、手首や骨盤などを骨折して１月以上休業する場合も少なくありません。災害のない働きやすい職場を作るためには転倒災害の防止対策の推進が求められます。裏面に記載の実施内容の取り組みを進め、ハード、ソフト両面から転倒災害の防止に努めましょう。

厚生労働省　鳥取労働局

実施内容

（1）実施体制等

事業者は、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、安全推進者等の中から転倒災害を防止するための取組を推進する担当者を指名してください。経営トップは、労働者に対して転倒災害を防止する取組を推進する旨の基本方針を表明しましょう。　※安全推進者とは

（2）転倒災害を防止する対策

ア　ハード面の対策



イ　ソフト面の対策



（ア）ストレッチ体操等の体操・運動の実施

【例】転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」

（イ）体力測定等による転倒リスクの判定

【例】中央労働災害防止協会

「転びの予防 体力チェック」

（3）安全衛生教育

厚生労働省HP
「転倒災害の防止」

HP職場のあんぜんサイト
「転倒災害防止対策の推進について」

厚生労働省HP
「高年齢者の労働災害防止のための指針」等

※令和８年４月から高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善などの安全措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

（4）健康管理

労働安全衛生法に基づく各種健康診断を実施するとともに、医師の意見を踏まえて診断結果に基づく事後措置を適正に実施すること。

（5）外部資源の活用

①中災防「中小規模事業場安全衛生サポート事業」

②鳥取産業保健総合支援センター「転倒・腰痛予防指導」

③エイジフレンドリー補助金の活用

⑤その他
SAFEコンソーシアムへの参加

（6）表彰

ア：事業場内の表彰　イ：鳥取労働局長による安全衛生優良事業場表彰制度

【問合せ先】　鳥取労働局労働基準部健康安全課　TEL 0857-29-1704 (R8.10)